

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 4 号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成 1 7 年亀山市条例第 1 5 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項及び第 9 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例）

2 0 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から 1 4 日以内に国民健康保険法第 9 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から 1 4 日以内に行われていたならば同月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響による収入の減少等により著しく納税の能力を欠き、又は失った者は、第 2 8 条第 1 項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の

規定を適用する。この場合における第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 8 項及び第 9 項の改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第 20 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。